

許可基準第11条 「大規模既存集落内の小規模工場等」

4 条例第6条第6号及び条例第8条第6号に規定する「大規模既存集落における小規模な工場、事務所、店舗その他これらに類する建築物」とは、次の要件のすべてに該当するものをいう。

(1) 申請者は、原則として線引き前から当該大規模既存集落に生活の本拠を有する者であること。

(2) 申請地は、次のすべてに該当するものであること。

ア 原則として当該大規模既存集落内に所在していること。

イ 原則として165平方メートル以上の面積であること。

(3) 申請に係る予定建築物は、次のすべてに該当するものであること。

ア 自己の生計を維持するために必要とする自己の業務の用に供する建築物であること。

イ 工場、事務所、店舗その他これらに類する建築物であること。

ウ 周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

エ 原則として500平方メートル以下の規模であること。

(4) 申請に係る予定建築物について、社会通念に照らしやむを得ないと認められる合理的理由を有するものであること。